

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年3月27日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

磯子ポンプ場No. 1 2除塵機主務チェン等緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

磯子区磯子二丁目29番19号

3 契約日

令和4年7月22日

4 履行日又は履行期間

令和4年7月22日から令和5年3月17日まで

5 契約金額

¥17,261,200.-（うち消費税及び地方消費税額 ¥1,569,200.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 阿部工業株式会社 代表取締役 阿部 哲也

所在 鶴見区上末吉4-13-6

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

No. 12 除塵機等の故障により除塵機が運転できず、除塵機前後の水位差が大きくなることによりポンプの運転に支障が生じ、正常な汚水の送水及び雨水の排水が出来ません。その結果、市民生活に多大な支障をきたすことから、緊急に機能を回復するため修理する必要があり、本工事を緊急に施工できる体制を有している業者と随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

阿部工業株式会社は、磯子ポンプ場内で施工中の業者で、早期の対応が可能であり、施工能力を有した事業者です。

したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有している阿部工業株式会社と随意契約を行いました。

9 所管課

環境創造局 下水道施設部 南部水再生センター